

# 可搬式作業台(立ち馬)の使用基準

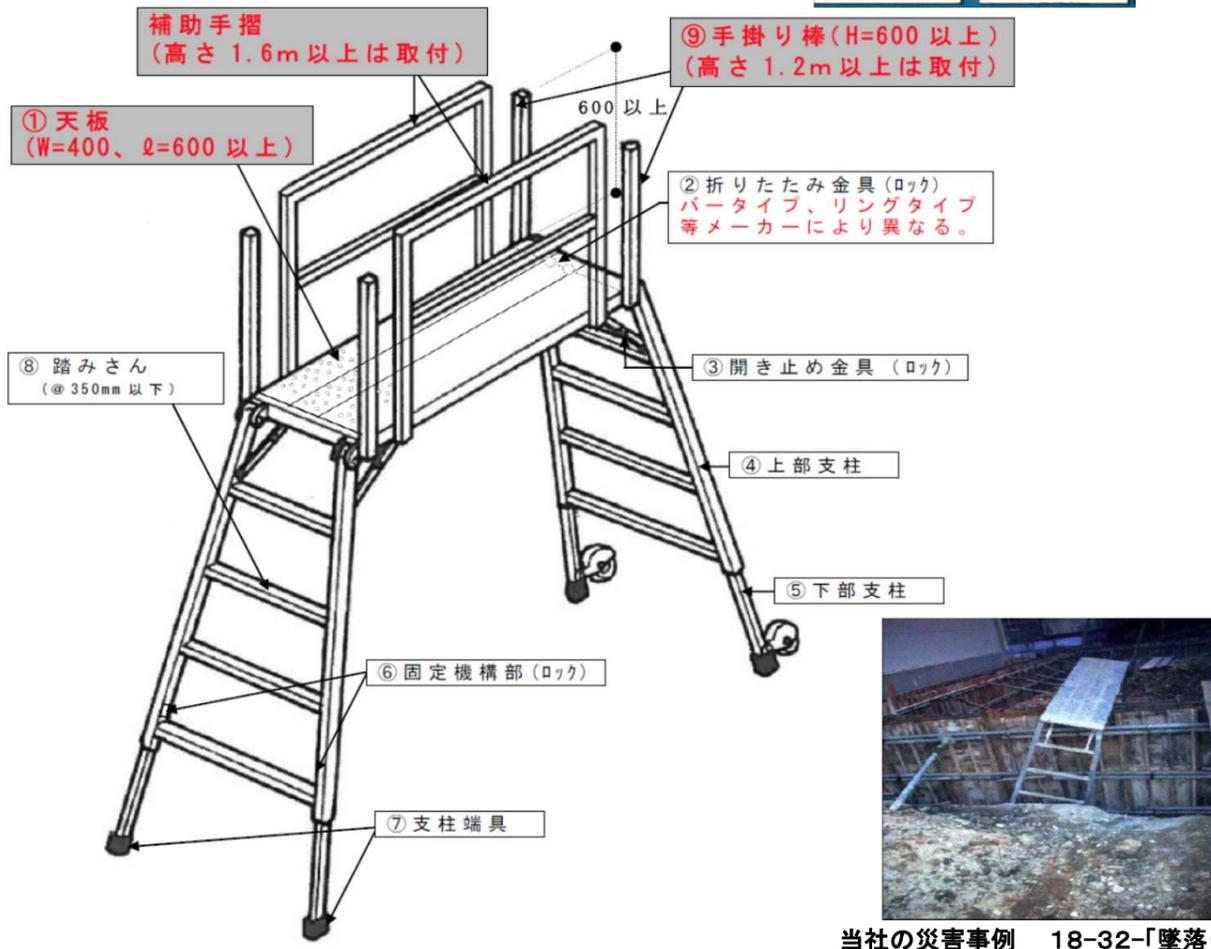
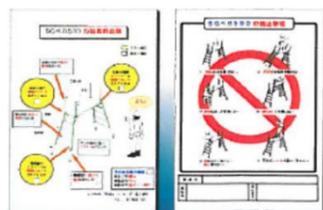
【(社)仮設工業会認定基準による】

⑩取扱い表示と点検表を掲示する



◎作業床の境界を感知できる「感知バー」・「踏外し防止」等が付いている作業台を使用する。

- 踏み外し防止
- ①踏み外し防止蓋
- ②踏み外し防止ボタン
- ③踏み外し防止突起線



当社の災害事例 18-32-「墜落・転落」

【使用条件】 1)作業台は高さ2m未満で使用する。

2)最大積載荷重は150kg以下で使用する。

3)作業台の高さ1.2m以上は手掛り棒付を使用する。

4)作業台の高さ1.6m以上は補助手摺を取り付ける。 図-7

【使用上の注意事項】

1. 天板は必ず水平な状態で使用する。また、軟弱な地盤では使用しない。 図-1 (災害事例写真参照) 開き止めロック等の状況を確認し使用する。(登る前に確認)

※移動後は必ずロック状況を確認する。(移動時にロック金具に手が掛かりロックが解除される場合がある)

※基礎(地中梁等)の渡りに使用する場合は、転倒防止等の措置を行う。

2. 無理な姿勢での作業の禁止。(身の乗り出し・つま先立ち・天板の端の作業は禁止。) 図-2

3. 踏みさんの上の作業禁止、作業台や他の足場から渡り移りは禁止。 図-3

4. 「反力(反動)のかかる作業」を行う場合は、横連結で作業する。 図-4

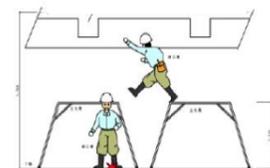
5. 天板に同時に2人以上は乗らない。 図-5

6. 昇降のときは、踏みさん側を向き、手に荷物を持たずに手掛り棒を使用する。 図-6 (背を向けたり、荷物を持った昇降は禁止。飛び降り禁止。)

7. 作業台は単独で使用する。また、足場板受台としての使用は禁止。

8. 作業台を2台並べ天板をまたいでの作業は禁止。

9. 開口部廻りで養生のない場所では使用しない。また、出入り口やドアの前では使用しない。 図-8



当社の災害事例 17-43-「墜落・転落」(移り渡り)

図-1



天板斜めでの使用禁止

図-2



身を乗出での作業禁止

図-3



踏みさん上の作業禁止

図-4

反動のかかる作業禁止



反動のかかる作業は、横連結(専用部材)で作業する

図-5

同時に2人乗り作業禁止 1人作業で使用する



図-6

背を向けて昇降しない



物を持って昇降しない

図-7

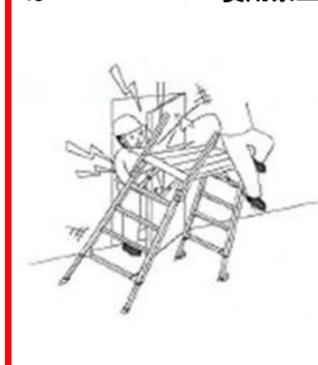
高さ1.6m以上は、補助手摺を両側に設置する



上向き作業は、補助手摺を両側に設置。または、安全帯を使用する。

図-8

出入り口やドアの前では使用禁止



使用前点検表

合否判定: 合○、否×

点検項目	点検内容	合否
【基本事項】	認定合格品の確認(認定シール)	
【①天板】	1. 油・樹脂など滑りやすいものの付着はないか。	
巾:400mm以上	2. 曲がり・亀裂・ねじれ・へこみなどの破損はないか。	
長さ:600mm以上	3. 床の踏外し防止の境界線を感知する物はあるか。(ボタン・バー等の突起物)	
【②折りたたみ金具】	1. 金具にゆるみや変形等の異常はないか、支柱(脚)の開閉時にロックされるか。	
【③開き止め金具】	1. 金具にゆるみや変形等の異常はないか、開脚時にロックされているか。	
【④・⑤上下支柱】	1. 曲がり・亀裂・ねじれ・へこみなどの破損はないか。	
【⑥固定機構部】	1. 機構部にゆるみや変形の異常はないか。支柱(脚)の伸縮時にロックされるか。	
【⑦支柱端具】	1. 端具(樹脂、ゴム等)に破損・脱落・変形・亀裂・磨耗がないか。	
【⑧踏みさん】	1. 曲がり・亀裂・ねじれ・へこみなどの破損はないか。	
	2. 油・樹脂など滑りやすいものの付着はないか。	
【⑨手掛り棒】	1. 曲がり・亀裂・ねじれ・へこみなどの破損はないか。	
	2. 固定金具にゆるみはなく確実にロックされるか。(左右合計4本)	